

第7章 質問

第2節 代表質問

第1 会派代表質問

- (1) 会派代表質問制の確立 ・昭和44年第2回定例会から (S44・2定 6.10 P.6)
- (2) 会派代表質問は第1回定例会においてのみ行うのを例とする。(この先例は(9)の施行により失効)
(昭和48年12月1日議会運営委員会決定)
(S48・4定 12.12 P.2)
- (3) 会派代表質問は一般質問の最初に行うのを例とする。
- (4) 会派代表質問は申し合わせの順序に従って行うのを例とする。
 - ・昭和44年第2回定例会から、所属議員の多い会派から順に行い、所属議員が同数の会派がある場合は順序を交替して行う。(S44・2定 6.10 P.6)
- (5) 会派代表質問の質問者は1会派1人とする。
 - ・昭和43年3月8日の各派代表者会で決定 (S43・4定 12.12 P.8)
- (6) 会派構成要件を満たさない団体に、会派と同じ扱いで会派代表質問を行うことを認めた例(ただし、関連質問、一般質問は行わないことを例とする。)
 - ・「議会運営委員会の委員の選出方法等について(平成20年8月12日全部改正)では、所属議員数3人以上を有する団体を会派としているが、所属議員が2名の公明党及び日本共産党を会派と同様に扱い、会派代表質問を行うことを認めた。

(昭和54年第1回定例会以後毎年同じ)
- (7) 会派代表質問については、質問時間の制限は設けないが、質問答弁を含め2時間以内を目安とする。
(平成15年2月24日議会運営委員会決定)
- (8) 会派代表質問は、次のとおり運用する。これに伴い、前(7)の先例は廃止する。
 - ア 会派代表質問と一般質問の合計上限時間は、原則14時間とする。
 - イ 各会派への割当て時間は、1会派当たり2時間以内(答弁時間を含む。)とする。
 - ウ 会派代表質問の全体所要時間は10時間を上限とし、残りの4時間で一般質問を行う。
 - エ 会派(無会派議員を含む)への割当て時間は、1人当たり10分×会派(無会派議員を含む)所属人数を基本とする。
 - オ 調整分の10分及び議長の10分の合計20分を、議長の選出会派以外の会派(無会派議員を含む)へ配分する。
※調整分10分とは、ウにある「残りの4時間で一般質問を行う」の4時間(240分)を議員数23人で按分した場合の余数。
(一般質問4時間=240分) - (10分×23人=230分) =10分
 - カ 会派代表質問及び関連質問を全て終了した後に、一般質問を行う。
 - キ 各会派は、会派代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを定めることができる。(これを「ユニット方式」という。)

ク この先例は、平成21年第4回定例会から実施する。

(平成21年8月24日議会運営委員会決定) (一部改正：令和元年12月18日議会運営委員会決定)

(9) 平成20年第4回定例会から、会派代表質問は、毎年第4回定例会において行う。

(平成20年8月26日議会運営委員会決定)

(10) 会派代表質問に係る1回目の一括質問に対する一括答弁に対し、2回目から「一問一答方式」を導入する。

(平成22年4月26日議会運営委員会決定)

(11) 会派代表質問における1回目の一括質問及び2回目からの「一問一答方式」による発言のすべてを質問台にて行うのを例とする。

(平成27年5月1日議会運営委員会決定)

(12) 会派代表質問における1回目の一括質問に対する一括答弁において、市長は、執行機関側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行う。2回目からの「一問一答方式」による答弁は、市長は、執行機関側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とする。

(平成27年5月1日議会運営委員会決定)

(13) 令和3年第4回定例会における会派代表質問・一般質問の時間配分について、飯田市議会先例集第7章第2節代表質問(8)にある運用の規定を適せず、「平成29年第4回定例会から令和2年第4回までの運用を一部参考とした配分案」に基づく配分表による運用とする。(令和3年11月17日議会運営委員会決定)

第2 委員会代表質問

(1) 常任委員会は、委員会代表質問を行う者(以下「委員会代表質問者」)を選出し、議長の許可を得て、当該常任委員会が所管する市の一般事務について質問することができる。

(2) 常任委員会は、次に掲げる事項のいずれかに対して委員会代表質問を行うものとする。

ア 1年以上2年未満の長期的な所管事務調査の対象に係る事項

イ 1年未満の短期的な所管事務調査の対象に係る事項

ウ 委員会が重大であると認めた事案又は事件の発生に係る事項

エ 委員構成変更前の委員会による政策提言の検証結果に基づく継続的な調査事項

(3) 委員会代表質問は、次のとおり運用する。

ア 常任委員会は、委員会代表質問者を1名選出する。

イ 委員会代表質問者が行う質問の内容は、委員会が全会一致で決定した内容とする。

ウ 委員会代表質問者は、質問事項を箇条書きにした通告書を、委員会代表質問を予定する定例会の告示日の議会運営委員会の開催日の前日までに議長に提出するものとする。

エ 議長は、前ウの通告書を、委員会代表質問を予定する定例会の告示日の議会運営委員会に諮るものとする。

オ 議会運営委員会は、前ウの通告書について、常任委員会での調査研究が十分になされているか、質問内容が適切なものであるか等を確認する。

カ 議長は、前ウの通告書を委員会代表質問が開催される前に議員に配布するものとする。

キ 委員会代表質問は、一問一答の方式とし、質問及び答弁の時間を含めて40分以内とする。

- ク 複数の常任委員会が同時に委員会代表質問を行う場合は、飯田市議会委員会条例第2条第2項が規定する常任委員会の順番とする。
- ケ 委員会代表質問のほか、会派代表質問及び一般質問を実施する場合の議事日程は、委員会代表質問、会派代表質問及び一般質問の順とする。
- コ 委員会代表質問者は、委員会代表質問の内容と重なる事項を除き、会派代表質問又は一般質問を行うことができる。

(4) 常任委員会は、委員会代表質問の実施後、質問事項に対する執行機関の対応について追跡調査を行い、当該常任委員会が必要と認めた場合は、委員会代表質問を再度行うことができる。

(5) この申し合わせに定めるもののほか、委員会代表質問の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議し、議員及び執行機関へ周知するものとする。